

令和元年度米米地（委）第15号 米原市役所庁舎施設電力供給契約に係る質問と回答について（その3）

回答日：令和元年10月30日

番号	質問内容	回答内容
1	各施設について、自動検針装置はついていますか。	各施設に自動検針装置は、ついています。
2	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。 また、ある場合は契約電力（kW）と使用の有無（使用する場合は使用量）も教えてください。	各施設とも自家発補給電力の契約はありません。
3	入札書に記載する日付は作成日でよいですか。	入札書に記載する日付は、入札参加審査結果通知書到達日以降で令和元年12月12日（入札書等の到達期限）までの期間内の任意の日付とします。
4	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する。）	仕様書、10(2)ア-1力率調整に定めたとおりです。 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定で、次に定める算式により算出します。力率調整 = $1.85 - \text{力率} / 100$
5	御請求について。 供給施設ごとに請求書を発行する必要はありますか。 また、当社では供給施設内に御入居されている企業（例えば、自動販売機設置会社など）に対して、個別に請求書を発行することができませんが、御了承いただけますか。	供給施設ごとに請求書を発行してください。 供給施設内に入居している企業に対する個別の請求書は必要ありません。
6	毎月の計量日は関西電力株式会社の定める日となります。（当社が決定しているわけではありません。）そのため、計量日が1日以外の場合は年間の請求が13回になり、供給最終月の御請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。 また、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。 以上、御了承いただけますか。	了承いたします。 なお、令和元年度米米地（委）第15号米原市役所庁舎施設電力供給契約では契約期間を14か月間としていますので、その場合、15回の請求になるかと思えます。